

著作物等の利用許諾代行業務・ご依頼内容確認シート（全3枚）

情報提供可能な範囲でご記入の上、ファクスまたはメール、郵送等でご返送ください。この用紙のご提示をもって、弊社への事務代行の依頼申込みとさせていただきます。また最終ページの「著作物等の利用許諾代行業務についての覚書」も必ずご確認ください。ご了承の上お申し込みください。ご記入いただいた内容にそって著作権者等への利用許諾申請をおこないます。各項目については個々の案件に当てはまらない事項もあるかと思いますが、適宜ご判断いただき、可能な限りご記入ください。許諾代行業務のご依頼に関して知り得た情報については、弊社とお客様双方において守秘義務があるものといたします。弊社が許諾代行業務に必要な範囲を超えて、このシートにご記入の情報を含め、貴社の情報を他に伝えることはございません。

1：ご依頼者（御社のご担当者様）

ご所属：

ご氏名：

印

2：制作物の利用者・発行（出版）者、およびスポンサー（資金提供者）等

3：外部頒布（Web/電子メール配信含む）の有無、あるいは社内利用のみ、あるいはスタッフがプレゼン等に使用するが配布しない資料かどうか等。

4：配布地域（国内のみか、それ以外の地域を想定しているか）

5：配布（閲覧）対象（専門家対象、患者対象、一般大衆向け等）

6：製作物（媒体）および記事の名称（仮称でも可）と記事の大よそのページ数（Web 公開の場合は URL）

※同じ図表の利用であっても、製作物・掲載 Web サイトなどが異なる場合は、それぞれに許諾申請が必要です。

7：製作物のフォーマット、ページ数など（印刷物、スライド、CD-ROM、Web など）

8：著者・監修者・编者

9：目的（可能な範囲で具体的に）

10：発行部数（Web 公開で会員限定の場合は会員数，イントラネット掲載の場合は利用者数）

※Web 公開の場合は会員限定かどうか，および掲載期間を，半年，1年などで必ず指定してください。
フリーアクセスや無期限公開は許可されない事があります。

11：有償・無償（有償の場合は価格）

12：承認連絡期限（印刷物下版日・制作ファイル納品日等）

※ただし，時間が予想以上にかかるケースも少なからずあります。1ヶ月で7割程度揃うというのが実情です。
督促はいたしますが，相手次第であるため，こちらの思うようにはいかないケースがほとんどです。
原則として3ヶ月程度を経過しても回答がない場合は，打ち切りとします。

13：制作物利用開始日（印刷物配布予定日・Web コンテンツ公開日等）

14：著者許諾の取得の必要有無（著者が国内の方である場合，下記よりお選び下さい）

A. 出版社（学会）の指示に従う B. 必ず必要 C. 不要

※原則として，著書許諾はクライアント様が直接出向かれることをお勧めいたします。
一定の割合で第三者に許諾の作業を委託したことに不快感を示される先生がいらっしゃいます。
弊社が作業をする場合は，著者からの連絡が直接クライアント様や MR 様へいくことがあります。
必ず，あらかじめクライアント様に弊社が作業をしている旨，ご了承をいただいております。

15：出典文献の有無・刷り見本またはサンプルの有無（出典文献の入手は弊社でも別途承ります）

16:その他ご要望事項

●出典・著作権表記に関するご注意

転載図表には必ず脇に出典を書くのが原則です。また特に海外文献からの転載では，出典だけでなく，著作権表示（「(C)発行年 著作権者」など）を付けることが求められます。著作権者に提示するため，可能な限り上記の表記を付けた刷り見本をご提供ください。

●改変に関するご注意

改変は必要最小限度が原則です。改変は許諾不可や承認時間がかかる原因になります。特に製品名の転載図表中への記入，強調のための矢印などの記号の挿入などはお控えください。また一部データの抜粋をおこなう場合は理由を求められるケースがあります。

著作物等の利用許諾代行業務についての覚書

いつも弊社の著作物等利用許諾代行サービスをご利用いただきありがとうございます。

弊社のサービスをご利用いただくにあたっては、下記の点につきご了承いただいたものといたします。

サービス料金と納品物について

◆料金(税別):以下 (A)~(E) の合計

A) 基本調査料: 3,000円/件(出典元1論文)

依頼いただいた全てについて、出典の確認・著作権処理の必要有無等の検討、データ管理などの基本費用として申し受けます。

B) 作業費用: (コンタクト先1箇所につき、許諾の可否に関わらず申し受けます)

①申請手数料(出版社・学協会・団体等権利者様:7,000円、著者許諾:15,000円) + ②次項C)許諾費用実費の5% の合計額。

C) 許諾費用実費: 権利者からの請求実額(海外送金の場合は源泉徴収税が加算される場合があります)。

D) 海外送金手数料: 銀行経由電信送金実費相当額(7,000円)。国内送金手数料は弊社負担。

E) その他諸費用: 別途資料作成、文献コピーの取寄せ、現物資料購入などは、別途費用を申し受けます。

◆成果物:

①弊社からの申請内容を示す書類

②権利者からの許諾の可否の書類、および費用が発生する場合はその費用を示す書類。

※「許諾書」の体裁がなくメールの返事や請求書のみケースもございます。

③作業報告書(海外のみ)

ご依頼の際のご注意

- 許諾の回答を得るまでには最低1ヶ月以上の余裕を見てください。また必ず許諾が得られるとは限りません。海外などでは返事が戻ってこないケースやコンタクト先が不明なケースもあります。その場合は作業経過をお示しして中止とさせていただきます。原稿に対する修正の指示がある場合は、修正後の見本を見せないで許諾がおりません。くれぐれも時間の余裕をもってお進めください。また海外に関しては一旦申し込んだ申請は原則的に取り消せません。ご注意ください。
- 著者(先生)への督促は先方様のご負担となる場合があります。トラブルの元となります。原則として著者への督促はクライアント様が直接伺ってお願いすることをお勧めいたします。
- 許諾費用等の支払は弊社が責任を持っておこないますが、先方の領収書や支払い証明などをお出しすることはできません。
- 許諾費用のお見積りは過去の実績に基づいた予想金額であり、実際の請求額と異なるケースがあります。ご了承ください。
- 許諾申請書類作成にあたり、著作権法上の許諾が必要かどうかの意見を申し上げる場合がありますが、あくまでも弊社の参考意見です。実務上は、著作権法だけでなく他の法令や著者、出版社との関係といった側面も考慮する必要があり、その上でお客様がご判断ください。
- 図表などの変更(改変)については極力控えてください。著作権者等より禁止されるケースがあります。そのほかにも要約などの作成、日本語版の作成など、出版社により許可の出ない利用方法があります。早めにご相談していただくことをお勧めします。
- 著作権者の表示は図表の脇に付けるように心がけてください。特に海外の著作権者は論文の出典はもちろん、コピーライトのマークと発行年、著作権者の名前、の3点の表記を必ず求めてきます。
- 著作権者への依頼内容、また著作権者からの指示、許諾条件は納品物に含まれております。必ずご確認いただき、それらを守り、お客様の責任で著作物をご利用ください。お客様が弊社に申請された内容と異なる利用をされた場合に生じる一切の損害・トラブルについて、弊社は責任を負いません。また、弊社の責に帰すべき事由により、ご依頼の許諾申請が有効でなかった場合は、当該依頼に関する費用を上限として返金するものとします。
- 弊社は著作権トラブルについて交渉をすることはできません。著作権者に連絡をとり、権利者の利用条件などをお伝えして、利用許諾をとるための作業を代行するものです。